

報 告 第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年5月16日提出

新居浜市長 佐々木 龍

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

訴えの提起について

学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求の訴えを、次のとおり提起する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年4月19日

新居浜市長 佐々木 龍

- | | |
|-----------------|---|
| 1 事 件 名 | 学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求事件 |
| 2 当 事 者 | |
| （1）原 告 | 新居浜市（代表者 新居浜市長 佐々木 龍） |
| （2）被 告 | 児童の保護者3人 別紙のとおり |
| 3 訴 え の 主 旨 | 被告に対し、未払学校給食費等の支払を求める。 |
| 4 対 象 と す る 金 額 | 未払学校給食費について、別紙のとおり |
| 5 事 件 の 内 容 | 新居浜市は、学校給食費滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、支払督促の申立てを行った。この支払督促に対し督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされ、被告に対する学校給食費等の支払の請求について、訴訟手続に移行することとなったもの |

別 紙

(省 略)